

## 第二種特定鳥獣(ヤクシカ)管理計画策定スケジュール(案)

鹿児島県自然保護課

(1) 令和3年度第1回特定鳥獣保護管理検討委員会及びヤクシカワーキンググループ合同会議開催(スケジュールの提示等)	令和3年	令和3年6月29日
(2) 計画(案)の作成 ( <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省, 林野庁, 鹿児島県, 屋久島町での調整・検討</li> <li>・特定鳥獣保護管理検討委員及びヤクシカワーキング・グループ委員等への意見聴取</li> <li>・関係機関等との協議及び利害関係人への意見聴取</li> </ul> )		令和3年7月～12月
(3) パブリック・コメントの実施	令和4年	令和4年1月6日～2月7日
(4) 令和3年度第2回特定鳥獣保護管理検討委員会及びヤクシカワーキンググループ合同会議開催(計画(案)の提示等)		令和4年1月31日
(5) 県環境審議会へ諮問		令和4年2月
(6) 県環境審議会鳥獣部会開催・答申	令和4年	令和4年2月
(7) 公表		令和4年4月1日

## 第二種特定鳥獣（ヤクシカ）管理計画の骨子（案）

（下線部は、主な変更箇所）

### 1 計画策定の背景及び目的

- ・ヤクシカは、屋久島の生態系の重要な構成要素
- ・近年、分布域の拡大や生息数が増加し、農業被害のほか、世界自然遺産の登録地域での植生の過剰採食など、生態系等への影響が危惧
- ・個体群の安定的な維持や生態系及び農業の被害軽減、並びに世界自然遺産としての顕著で普遍的価値の保全・回復を目的として、環境省・林野庁・鹿児島県・屋久島町が共同で計画を策定

### 2 管理すべき特定鳥獣の種類

ヤクシカ

### 3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

### 4 特定鳥獣の管理が行われるべき区域

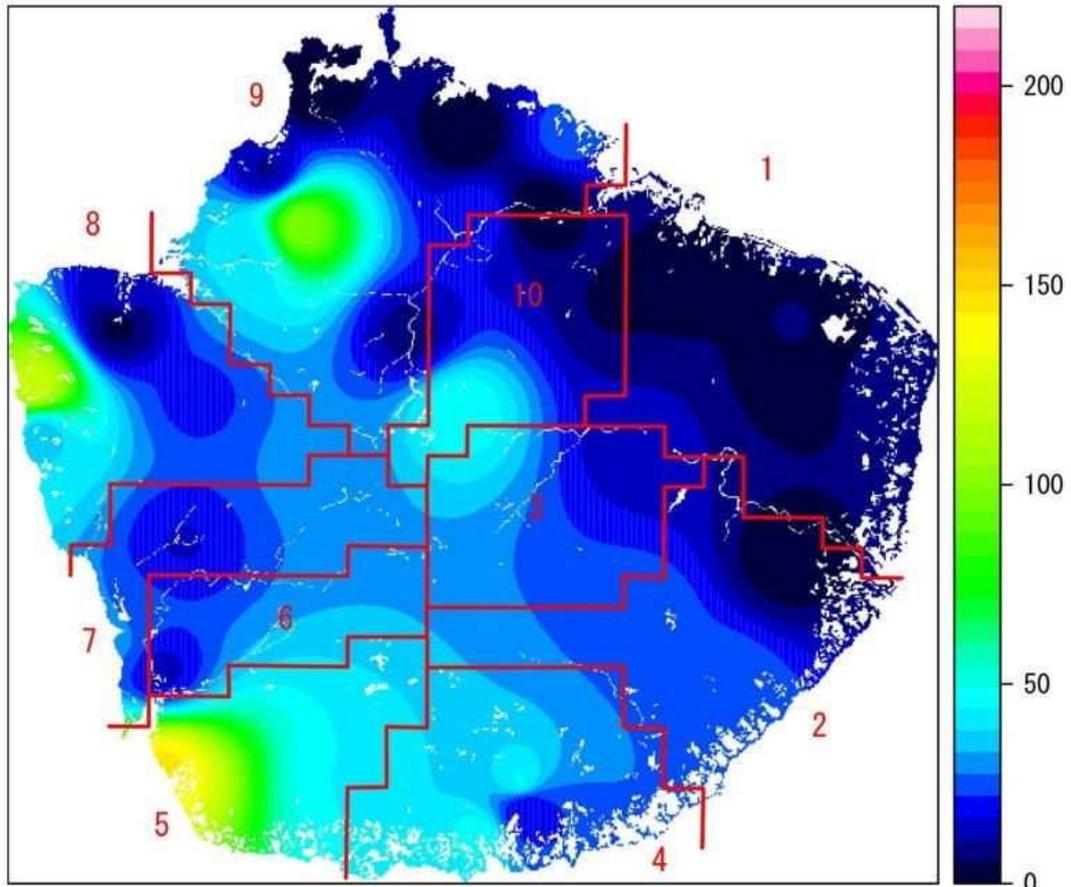
屋久島

### 5 特定鳥獣の管理の目標

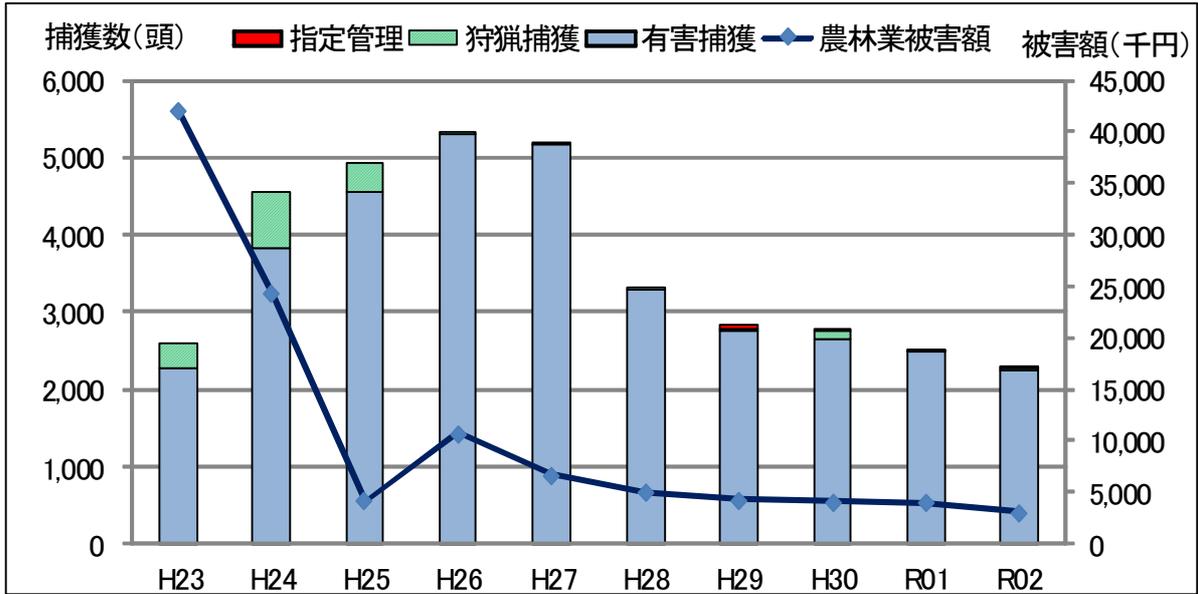
#### （1）現状

- ・【図1】 密度分布：令和2年度調査

（頭／k m<sup>2</sup>）

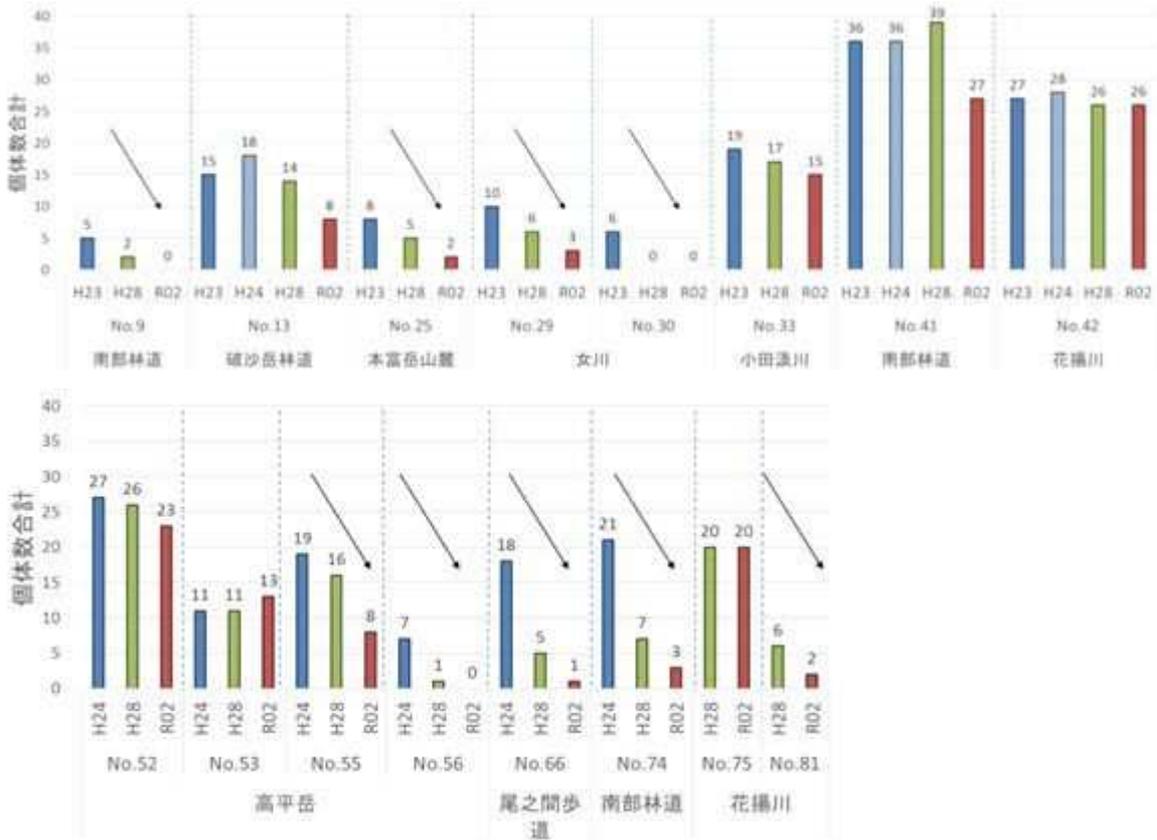


・【図2】 ヤクシカの捕獲頭数と農林業被害額の推移



・【図3】 大型ラン科植物の個体数変動※（環境省）

※モニタリング当初より個体数が半数以上減少している地点に→をつけている。



・【表1】 推定個体数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
屋久島	21,000	17,000	11,000	13,000	10,000	12,000

## (2) 基本理念

### ① 世界自然遺産地域での管理の実施に対する基本的考え方

原則として、自然状態における遷移に委ねることを基本としているが、特定の生物や人為的活動が生態系に著しく悪影響を及ぼす可能性のある場合は、影響の緩和や生物多様性の維持等に有効な対策を講じていく。

### ② 島全体での管理の実施に対する基本的考え方

これまで人間とヤクシカの共生がなされていたことを前提として、地域住民、農業者、狩猟者、研究者及び関係行政機関が連携して管理していく。

## (3) 管理の目標

### ① 世界自然遺産地域における管理目標

生態系被害やヤクシカの生息状況をモニタリングし、適正な生息密度を検討しながら、生物間相互作用のバランスがとれた生態系の状態にすること

### ② 島全体での管理目標

- ・ 狩猟による捕獲や農林業被害の発生を防ぐ防鹿柵等の設置などの取り組みの継続を前提に、農林業被害や生活環境被害及び生態系被害を感じない程度に人とヤクシカが共生する状態にすること
- ・ 当面の捕獲目標は、令和5年度までは国の半減目標に準じて、シミュレーションを基に設定し、令和6年度以降は、令和5年度の目標個体数（概ね9千頭）を令和15年度までの10年間で半減することを念頭に設定し、計画的な捕獲を推進（各種モニタリングの結果や国の目標設定の動向等も考慮して、適宜見直し）

#### ※変更のポイント

現計画では、国が平成25年12月に公表した「抜本的な鳥獣捕獲対策」において、10年後（令和5年度）までに個体数を半減させることを目標としていることから、これに準じた捕獲の目標を設定している。

次期計画の策定にあたっては、令和6年度以降の捕獲目標について、本県独自の目標を設定するが、各種モニタリングの結果等を考慮して、順応的に見直すこととする。

## (4) 目標を達成するための施策の基本的考え方

個体群管理、被害防止対策、生息環境管理を組み合わせ実施し、モニタリングを継続して効果を検証しながら、計画の見直しも含めて順応的に対策を講じる。

## 6 特定鳥獣の数の調整に関する事項

計画捕獲や有害鳥獣捕獲，狩猟による捕獲を，区域を分けて実施する。

捕獲にあたっては，メスジカの捕獲割合を高めるなど，個体数の減少に有効な捕獲技術の導入等を検討する。

### (1) 計画捕獲の実施に関する事項

国有林や保護地域を中心に，指定管理鳥獣等捕獲事業や自然公園法に基づく生態系維持回復事業等を，計画的かつ順応的に実施する。

### (2) 有害鳥獣捕獲の実施に関する事項

民有林や国有林を中心に，屋久島町の鳥獣被害防止計画を基に実施する。

### (3) 狩猟に関する事項

主に民有林において実施される。

区分	特例の内容
狩猟期間の延長	狩猟期間を11月1日～3月15日とする。 (通常：11月15日～2月15日)
1日当たりの捕獲数	無制限 (但し，捕獲後の埋設等ができる範囲内)
くくり罠の規制緩和	①輪の直径が12cmを超えるくくりわなによる狩猟の規制を解除 ②「締め付け防止金具を装着」したくくりわな以外に，「締め付け防止機能を装備」したくくりわなの使用も可

## 7 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

山林と集落の間に柵を設置するなど，人為的な餌資源へのアクセスを阻害するような環境を整備する。

## 8 その他特定鳥獣の管理のために必要な事項

### (1) 被害防止対策

生態系被害対策のための植生保護柵の設置や，農地等での被害防止対策の実施

### (2) モニタリング等の調査研究

生息状況や捕獲数，被害の状況等を調査

### (3) 計画実施体制

国，県，屋久島町，猟友会等の関係機関と連携し，会議を通じて本計画の実行状況を分析・評価し，助言を求める。

### (4) 情報公開と合意形成

### (5) 普及啓発

### (6) 計画の見直し